

久米島町の明日を担う職員募集！

久米島町職員採用候補者試験の実施について

久米島町では「創造性豊かな、やる気のある」職員を募集します。

受付期間：令和7年5月7日（水）～令和7年5月30日（金）

第1次試験日：令和7年6月29日（日）

第2次試験日：令和7年8月17日（日）

1. 募集職種、職務内容、採用予定人員

職 種	従事する職務	採用日	採用予 定人数
行政職	行政事務（行政全般の幅広い業務）に従事	令和7年10月採用	若干名
保育教諭（保育士・幼稚園教諭）	保育園又は幼稚園業務に従事		
図書司書	図書業務及び行政事務に従事		
学芸員〈歴史学〉	歴史資料及び文化財の調査・研究及び収集・受入・保存及び行政事務に従事		
電気技師	電気業務及び行政事務に従事		
消防	火災の予防、防御、鎮圧等及び救急、救助業務に従事	令和8年4月採用	

2. 受験資格

（1）各職種、試験区分ごとに次のような受験資格があります。

職 種	試験区分	受 験 資 格
行政職	上級行政	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、以下の①又は②の者 ① 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者。 ② ①と同等以上の学力があると認められる者（※注1）
	中級行政	平成2年4月2日以降に生まれた者で、以下の①の者 ① 学校教育法に基づく短期大学を卒業した者。若しくはこれと同等の資格があると認められる者。ただし以下の者を除く。 ② 大学在学4年次以上の者又は卒業した者
	初級行政	平成7年4月2日以降に生まれた者で、以下の①の者 ① 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者（これと同等の資格がある者を含む）ただし以下の者を除く。 ② 大学（短期大学を含む）在学2年次以上の者又は卒業した者
保育教諭（保育士・幼稚園教諭）（一般事務含む）	保育士 幼稚園教諭	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する者。
図書司書	図書司書	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、図書司書免許を有する者。

(一般事務含む)		
学芸員 (一般事務含む)	学芸員 〈歴史学〉	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による4年制大学又は大学院において、歴史学を専攻し卒業した者。 学芸員の資格を有する者。
電気技師 (一般事務含む)	電気技師	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、第Ⅱ種電気工事士免許を有する者
消防 (一般事務含む)	上級消防	平成7年4月2日以降に生まれた者で、以下の①又は②の者 ① 学校教育法に基づく4年制大学を卒業又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者 ② ①と同等以上の学力があると認められる者(※注1)
	中級消防	平成7年4月2日以降に生まれた者で、以下の①の者 ① 学校教育法に基づく短期大学を卒業、又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者、若しくはこれと同等の資格があると認められる者(※注2)
	初級消防	平成7年4月2日以降に生まれた者で、以下の①の者 ① 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者(これと同等の資格がある者を含む)、又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者

※受験者は、学歴及び資格に該当する級よりも下位の級を受験することはできません。

※注1「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学できる者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において4年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

※注2「同等の資格があると認められる者」とは、昭和59年人事院公示第6号(人事院の認定にかかわる受験資格)第3項に定める者で、次の者等がこれにあたります。

- ① 学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の授業の履修を義務づけている課程を卒業した者、又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者
- ② 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発大学校及び短期大学校を卒業した者又は今年度末日までに卒業見込みの者

(2) 各職種ともに、次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に定める次のいずれかに該当する者

- a. 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- b. 久米島町職員として懲戒免職の処分を受け、該当処分の日から2年を経過していない者
- c. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 卒業見込み及び資格取得見込みで受験し合格した者が、令和8年3月末日までに受験資格が満たされなかった場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

3. 試験方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次合格者について実施します。

【第1次試験】

試験科目	実施試験区分	試験の内容及び出題分野	
教養試験	保育士・幼稚園教諭、電気技師以外	120分	公務員として必要な一般教養について択一式による筆記試験 試験区分(上級・中級・初級)によって試験内容が異なります 【出題分野】社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	保育士・幼稚園教諭、電気技師	90分	専門知識、能力について択一式による筆記試験 【保育士・幼稚園教諭：出題分野】社会福祉・子ども家庭福祉、保育の心理学、教育学・教育法規、保育原理・保育内容、子どもの保健 【電気技師：出題分野】数学・物理、電気回路、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・情報
作文試験	全試験区分	60分	文章による表現力、課題に対する構想力等について筆記試験
適正検査	消防以外	30分	適応性、性格的特徴を把握するための適正検査
	消防	50分	消防職としての適応性、性格的特徴を把握するための適正検査

教養試験、適正検査の問題の解答は、マークシート方式です。当日は、HBの鉛筆及びプラスチック消しゴムを必ず持参して下さい。

【第2次試験】

試験科目	実施試験区分	内 容
口述試験	全試験区分	特定の課題に対する個別プレゼンテーション、人物及び適正等について個別面接、グループディスカッション等による試験
身上調査等	全試験区分	健康診断書による健康度、受験申込書、履歴書記載事項等真否等の調査
体力試験	消防	握力、懸垂、上体起こし、立三段跳び、反復横跳び、立位体前屈、1,500m走等

※2次試験の口述試験の内容は変更となる場合があります。詳細は1次試験合格者に通知します。

4. 試験の期日、場所及び合格発表

試 験	日 時	試験会場	試験区分
第1次試験	令和7年6月29日(日)	久米島町役場	教養試験、専門試験、作文試験、適正検査
第2次試験	令和7年8月17日(日)	久米島町役場	口述試験(プレゼンテーション・面接) ・グループディスカッション・身上調査・ 体力試験(消防職のみ)

合格発表	期 日	方 法
第1次試験	7月中旬	町役場の掲示板に掲示、町ホームページに掲載すると共に、合格者に通知します。
第2次試験	8月下旬	

※天災時（暴風等）の対応

試験当日、台風襲来等で午前8時00分時点で暴風警報が発令されている場合、及びその天災等により試験実施が困難と判断された場合は第1次試験及び第2次試験を延期します。受験申込後は久米島町ホームページにてご確認ください。

5. 合格から採用までの経過

- (1) この試験は、令和7年10月における職員採用にあてるための候補者に決定するものであり、（消防については令和8年4月採用）合格したことで必ず採用するとは限らないのでご留意下さい。
- (2) 最終合格者は、本町の職員採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて採用が決定されます。
- (3) この試験に係る職員採用候補者名簿の有効期限は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までです。（消防は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

6. 給料・勤務条件等

初任給	久米島町の職員給与条例・規則の定めるところによる。採用時における給料はおおむね次のとおりです。（令和7年4月1日現在） 上級：220,000円以上、中級：204,400円以上、初級：188,000円以上
各種手当	扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給される他、期末手当、勤勉手当が支給されます。
社会保険、福利厚生等	沖縄県市町村職員共済組合、沖縄県市町村互助会、沖縄県市町村総合事務組合の定めるところによる。
休暇等	1年に20日の年次有給休暇のほか、各種特別休暇があります。
条件付採用について	地方公務員法の規定により、採用後6ヶ月間は、条件付採用となります。この間の勤務成績が良好な者について、正式採用となります。

7. 受付期間及び申込方法

申込み方法	所定の申込書に必要事項を記入の上、下記の書類を添えて申し込む ※封筒の表に「受験申込」と朱書きし、申込先へお送りください。 （イ）申込書1通（必要な事項を記入押印する） （ロ）自筆履歴書1通 （ハ）写真（上半身正面・3ヶ月以内撮影）2葉 ※写真2葉は（イ）（ロ）に貼付けて提出して下さい。 （ニ）住民票抄本（3ヶ月以内のもの）※マイナンバー記載無しのもの （ホ）最終学校卒業証明書又は卒業見込書
申込書	町ホームページからダウンロードするか役場総務課にて受け取る http://www.town.kumejima.okinawa.jp/
申込書の交付場所 及び申込先	久米島町役場総務課(仲里庁舎2階) 〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地
受付期間	令和7年5月7日（水）から令和7年5月30日（金）午後5:15まで ※郵送の場合は 5月30日 消印有効とします。

久米島町役場総務課 TEL (098) 985-7121 <http://www.town.kumejima.okinawa.jp/>